

大垣市税条例の一部改正について

1 趣 旨

「地方税法等の一部を改正する法律」が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、令和5年4月1日から施行される事項等について、速やかに大垣市税条例を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分するもの。

2 主な改正内容

(1) 個人市民税関係

① 肉用牛の売却の特例

【附則第6条第1項】

肉用牛の売却による、事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長し、令和9年度までとするもの。

② 優良住宅地の特例

【附則第23条の2第1項、第2項】

優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長し、令和8年度までとするもの。

(2) 固定資産税・都市計画税関係

① 大規模修繕工事のマンションの減額措置

【附則第8条の2】

マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、長寿命化に資する大規模修繕工事を、令和5年4月1日～令和7年3月31日に行ったマンションに係る固定資産税額の、3分の1に相当する金額を減額するもの。

(3) 軽自動車税関係

① グリーン化特例の延長・見直し

【附則第19条】

営業用乗用車（ガソリン軽自動車）のグリーン化特例（軽課）について、税率を50%軽減する措置の適用期限を3年延長し令和8年度課税分まで、25%軽減する措置の適用期限を2年延長し、令和7年度課税分までとするもの。

取得期間：令和5年4月1日～令和8年3月31日（最大3年延長）

特例割合	延長期間	適用対象車
75%軽減	3年	電気自動車、天然ガス自動車等
50%軽減		2030年度基準90%達成（営業用乗用車のみ）
25%軽減	2年	2030年度基準70%達成（営業用乗用車のみ）

(4) その他

地方税法等及び市税条例の改正により、条項の修正等を行うもの。

3 施行期日

令和5年4月1日